

今、なぜ保育所？

その背景は



問題 保育所運営の現状と民間組織に委託する具体的な理由を示して?

昭和五十年南国市は、重大な財政危機に陥りました。以来、「文化施設のない市」と言われ続けています。平成の時代に入り、市の財政に関する機関は、市財政再建審議会答申、決算審査意見書の提言（監査委員会）などで、時に保育行政に關しその水準を下げる事なく、財政負担を軽減する方策の再検討を求めました。

「図書館の建設」や「文化会館の建設」など大規模施設の建設のほか、多様化する市民の要望に応えるべく簡素で効率的な行財政運営と公共施設の公設民営化、民間委託など具体的改革の推進を目指して「行政改革大綱」（行政改革推進委員会・市民代表十一人の提言）を策定しました。これを受け平成九年十月一日、市職員給与の職務職階制への移行、できる改革から実施しています。

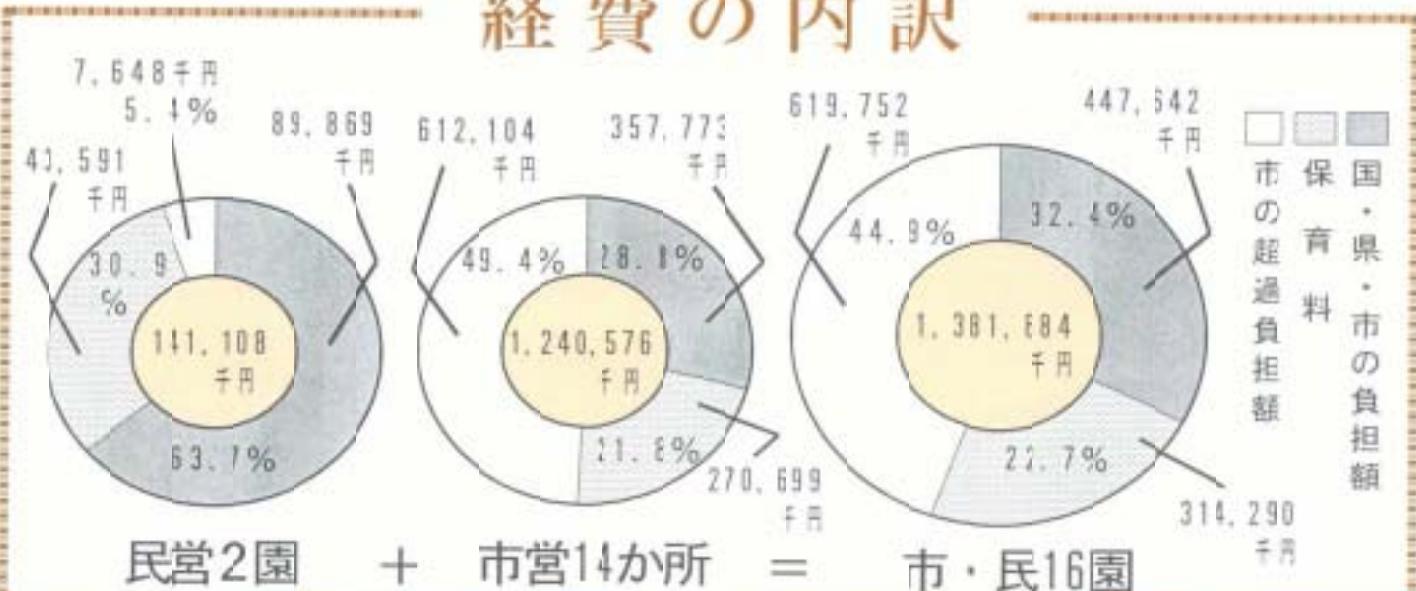
これより先の平成七年「対話と理解」を基調にして設置された「保育所問題検討委員会」（市民各界各層の代表十五人は、本年二月、保育所機能の充実と一部民営化、統廃合を骨子とする答申を行いました。

- 一、乳児保育など低年齢児
　　保育の実施
- 二、保育時間の延長
- 三、少子化による児童の減少
　　と市の負担額の増加
- 四、その他の改革

社会福祉法人が、運営する民営二園（吾岡・浜改田保育園）があります。保育時間は午前八時から午後六時ですが、民営保育園では一部、午前七時五十分から受け入れています。○歳児保育は、民営の保育園で実施しています。

市営・民営とも保育所は、国・県市が負担する費用と、保護者に納めていただく保育料で運営しています。実際の保育所運営には、これ以外に市の持ち出し額（超過負担額）があり、平成八年度の決算では約六億一千万円余りに達しています。これは、運営費の地積の約四十五%にあたり、そのほとんどは市営保育所職員の人事費が占めています。市営保育所と民営保育園では、同じ保育料で保育内容に差がありません。

こうしたことから、保育所改革を進めるよう、保育所問題検討委員会や行政改革大綱で指摘を受け、市営十四保育所のうち八保育所を民営化可能保育所としています。



問 民間組織への運営委託は、市の責任逃れになりませんか？

問 民営保育園の 保育は、安心ですか？



問 民営化によつてサービスは向上しますか？

答 家庭で保育できない子ともを保育所で保育することは、市の責任です。この場合、市営保育所・民営保育園を問いません。現在も民営保育園への入所について市が行っています。従つて、市営保育所の運営を社会福祉法人に移行しても、市の責任を放棄するものではありません。保育所を整備し、効率的に運営することは市の責任です。

示す保育指針によつて保育しており、
保育内容は基本的に変わりません。
保育所の民営移行に際しては、保護
者の皆さんの不安がないよう、安定
的・継続的に運営されるよう、地
元の要望に対応できる地元の関係者
(知識・経験を有する保育に情熱を
持つ人)などで組織する法人に運営
を委託したいと考えています。

答 委託する社会福祉法人の役員には、地元の代表が入り地域と保護者の意見を運営の上で反映させるため
一、保育時間の延長
二、低年齢児保育
三、その他
などの保育サービスは充実するものと確信しています。

問 入所手続きや保育料金の決定・徴収は、どうなりますか？

答 保育所などの社会福祉事業を行うために、法律に基づき知事などの
は、どんな組織ですか？

問 市営保育所の職員の身分に変更はありませんか？

市営保育所の運営を社会福祉法人に委託しても、保育所への入所手続きや保育料の決定と徵収については、今までどおり市の責任で行います。従つて、民営保育園になつても保育料は市営保育所と同額です。

答 保育所などの社会福祉事業を行うために、法律に基づき知事などの認可を受けて設立され、社会福祉の増進を目的とする団体のことです。この団体は公益性があり、一般の会社のような営利を目的とする団体ではありません。社会福祉法人が運営する保育所を民営保育園といいます。

答 現在の市営保育所保母などの身分には、職種の転換や労働条件の変更など不利益をうけません。また的な職員採用の実施などで減員を目指します。